

## ① 猫の意匠



猫が体操の技を決めているような恰好で寝ています。この変わった形態は意匠登録できるのでしょうか？

そもそも、動物なんか意匠登録できないのは当たり前と言えます、それまでですが、一応、考えてみましょう。

意匠法において、意匠とは、「物品」の形態（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、と定義されています（現在は、形態ではなく形状等とか改正されています）。

意匠登録願にも【意匠に係る物品】の欄があるように、まず「物品」であることが必要です。

動物は、法律上モノ扱いとなっていますが、「物品」で良いのか？

意匠法施行規則の別表には物品の例が掲載されていましたが、動物は有りません。

意匠審査基準では、「物品」とは、有体物のうち、市場で流通する動産、とされています。

「物品」と認められない例としては、土地などの不動産、電気、光、熱などの無体物、有体物であっても気体や液体など固有の形状を有していないもの、粉粒状など集合体として特定の形状を有さないもの、などが挙げられます。

動物は、有体物で、動産でもあり、市場で流通もしています。でも、動的意匠という制度はあるものの、特定の形状で固定できる訳ではないですね。

また、意匠登録を受けるためには、工業的な方法で量産できる必要があり、自然物をそのまま使用するものや、著作物は駄目です。クローン技術で量産できるかもしれませんが、自然物ですし、個体の違いは一点物と言えるので、ここにも引っ掛かりそうです。



もちろん、ぬいぐるみやお菓子などの「物品」であれば、猫の形状で意匠登録可能です。猫の絵や写真だけの「物品」が特定されていないものは、意匠とは言えません（商標になる場合があります）。

例えば、猫をモチーフとした意匠として、物品「ドーナツ」で登録されている例があります（意匠登録第1643241号）。

## こちら特許部

ニッポウ  
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp